

第2回 デジタル改革実行本部会議

日時：令和4年2月15日(火)(庁議後)

場所：庁議室

次 第

1 挨拶

2 議事

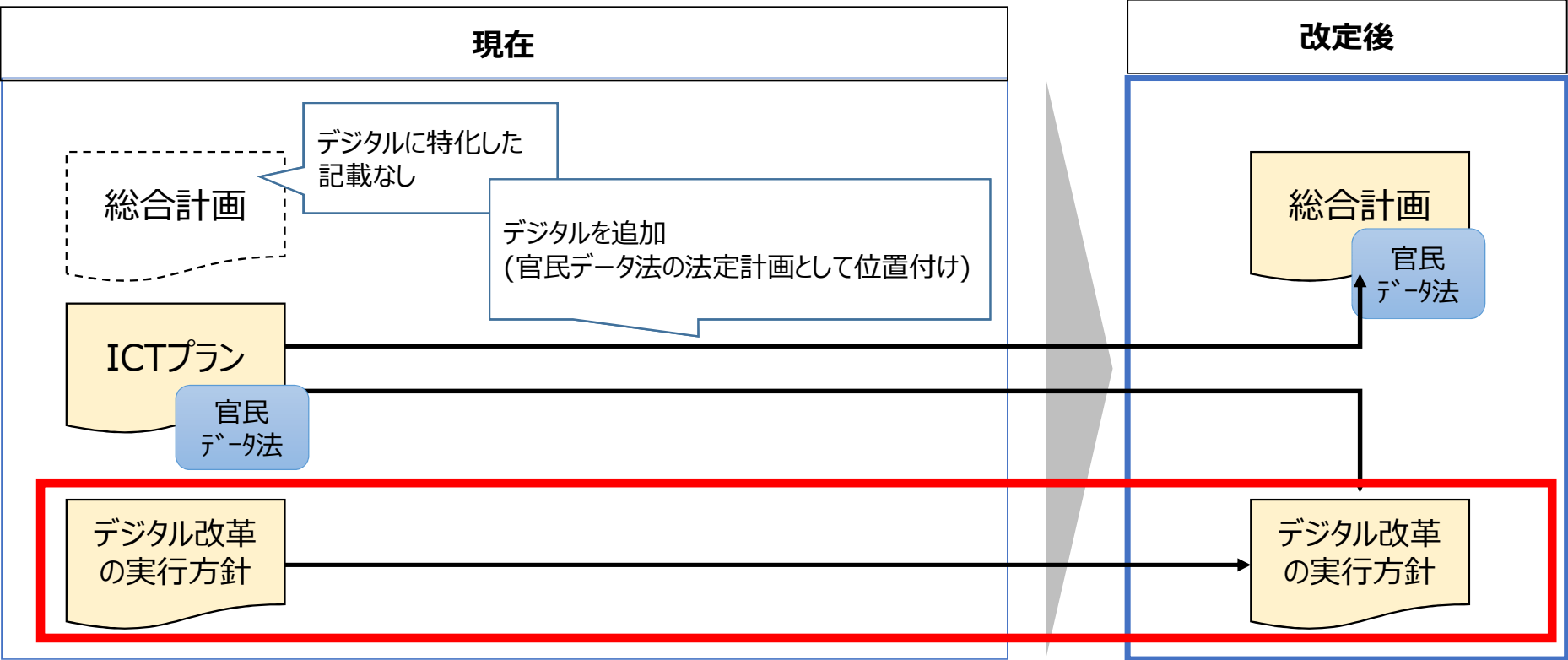
- ・ デジタル改革の実行方針の改訂について

3 その他

会議は、本部長挨拶まで公開とします。

1 改訂の考え方

- デジタル改革を県の重要課題と位置付け、最上位の行政計画である『総合計画』に“デジタル改革の推進”を追加する。
- 『デジタル改革の実行方針』は、各部局の取組や検討の状況を踏まえ、暮らし／産業のDXを中心に、取組の方向性をより明確化
- これらに伴い『ICT推進プラン』は廃止する。（「総合計画」を“官民データ法”の法定計画とする。）



2 改訂のポイント

・デジタル改革の実行方針策定からこれまでの取組、各部局の来年度以降の事業計画を踏まえ、所要の改訂を行う。

主な改定点

1 暮らしのDX

・各分野の取組の方向性を明確化

- 地域交通** オープンデータの利活用促進／自動運転・MaaS等新サービス導入支援
- 教育** 遠隔授業等で学習機会確保／県立学校ウェブ出願システムによる利便性向上
- 医療福祉** 遠隔地等でICTを活用した診療等／介護ロボット等で業務負担軽減
- 防災** 確実な避難と被災者支援を高度化するためのシステム構築

2 産業のDX

・産業全体の取組の方向性を明確化

- 金融機関・商工団体等と連携した意識改革の推進
- IT関連企業の県内への進出を促進/モデルケース横展開
- デジタル人材の育成・確保/工技総研・NICOなど支制体制強化
- デジタル技術の開発・導入への支援

3 行政のDX

・県民目線の行政サービスの推進
・業務の効率性と利便性の向上

- キャッシュレス決済・電子納付の導入（令和4年度）
収入証紙の廃止（令和6年度前半）
- 公文書管理システム導入、モバイル環境整備等（令和4年度）
の機を捉えた働き方の変革
- 庁内情報通信基盤の見直し（セキュリティ確保とインターネット利用による利便性を兼ね備えた構成へ）

3 (参考) これまでの取組の概要

取組状況		
暮らしのDX	【地域交通】 新モビリティサービス導入推進事業の推進	
	【教 育】 COREハイスクールネットワーク構築事業の推進	
	【医療福祉】 介護ロボット導入支援事業の推進	
	【防 災】 防災ナビの運用、被災者生活再建支援システム等の導入	
産業のDX	【産業労働】 DX推進意識改革支援事業・DX推進人材育成事業の推進	
	DX推進試作開発支援事業の推進	
	【農林水産】 スマート農林水産業推進プラットフォーム事業等の推進	
	【建 設】 ICT活用工事普及促進事業の推進	
行政のDX	新・電子申請システム（行政手続のオンライン化）、公文書管理システム導入	令和4年4月～
	手数料等の納付へのキャッシュレス決済導入	令和4年4月～
	モバイル環境の整備（モバイルパソコン調達、無線LAN環境整備等）	令和4年6月～
	ペーパーレス会議システム導入	令和4年4月～

デジタル改革の実行方針

令和3年7月13日

令和4年2月15日改訂

新潟県デジタル改革実行本部

1 本方針の位置づけ

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方公共団体、さらには民間や社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、行政機関内部での不十分なシステム連携に起因する非効率などの実態が明らかとなった。

また、ICT分野での加速度的な技術進歩や、GAFAM¹等による産業構造の変革も背景に、我が国においても「デジタル・トランスフォーメーション（DX²）」の必要性が強く認識されることとなった。国においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の全面的な見直しとあわせ、縦割り行政を打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、デジタル庁が令和3年9月に設置された。

また、地方のデジタル化を「新しい資本主義」実現に向けた、成長戦略の重要な柱の一つと位置付けており、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方活性化を実現する「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指すとしている。

人口減少やそれに起因する少子高齢化や活力・競争力の低下といった課題に直面する本県においては、より一層、デジタル技術・データを最大限活用し、暮らし・産業・行政の変革につなげていくことが重要な課題となる。

このため、デジタル化にとどまらず、これを既存の仕組みの変革につなげていくため、システム部門と業務部門との間での連携協働や、部分最適を乗り越えて全体最適を目指す。また、具体的な方向性を明確にし、スピード感をもって、業務効率化と新たな価値を生み出すデジタル技術・データの利活用を進める。

本県では、知事を本部長とするデジタル改革実行本部で策定した本方針の下で、庁内各部局等への技術的支援を行いつつ、機動的かつ迅速に企画立案し、強力に庁内調整・推進をするタスクフォースが各所属に置いたDX推進員と連携しながら、部局横断的に取り組んでいる。

2 デジタル改革の基本原則

¹ GAFAM：デジタル市場の巨大企業であるGoogle、Amazon、Facebook、Apple及びMicrosoftの頭文字をまとめた呼称。

² デジタル・トランスフォーメーション（DX）は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」（経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver. 1.0）」とされる。昨今は企業に限らず行政など幅広い文脈で使用される。

デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は変革を通じた本県経済の持続的な発展と県民の幸福な生活の実現であることを大前提としつつ、県民目線で、サービス向上に資する取組を、以下の基本原則に則り、できるものから順次積極的に実践していく。

- (1) 暮らしや産業におけるデジタル改革の推進に当たっては、市町村や民間企業との幅広い連携のもとで、政策やビジネスの現場を踏まえた課題解決に取り組む側と、デジタル技術の面で知見を有する側が有機的につながり、PDCA を回しながら価値を生み出すことを目指す。
- (2) 既存の業務を単にデジタル化することは避け、デジタルを前提とした業務効率化、サービス利用者（県民、事業者）の利便性向上、データ利活用の観点から、業務を見直す。
- (3) 行政におけるデジタル改革に当たっては、全庁的なシステムの統一化・最適化や部局間のデータ連携が極めて重要であり、部分最適に陥ることなく、統一的な計画のもとで全体最適を目指す。
- (4) 各取組の実行に当たっては、県庁におけるデジタル人材の育成・確保につながるよう外部人材と職員の共同作業により知識や検討手法の習得ができるようにする。
- (5) デジタル技術・データの利活用に当たっては、サイバーセキュリティの確保及び個人情報保護の保護、その他安心して情報の利活用ができるよう対策を徹底する。

3 デジタル改革の実行方針

(1) 市町村・民間とともに暮らしを変革する（暮らしにおけるデジタル改革）

人口減少や条件不利地域の地理的課題等を克服し、住み慣れた地域で自立した豊かな生活が続けられるよう、市町村・民間と連携しながら、デジタルと地域住民や通信基盤といった地域資源等を活用して、新たな手法や仕組みに挑戦し、素早く改善・改良を繰り返しながら、地域交通、教育、子育て、医療・福祉、防災、治安などの公的サービスを変革する。

ア 分野の特性と多様な生活様式に応じたデジタル改革

各部局における取組をタスクフォースが技術面・人材面等でサポートすることで公的サービスのデジタル改革を推進する。また、県民が生活様式に応じて必要となる公的サービスを適切に利用できるよう、必要な情報を効果的に発信していく。

イ 持続的な地域交通の確保

移動手段の確保のため、公共交通オープンデータの利活用促進や自動運転・MaaS³等の新しいサービスの導入を支援する。

ウ GIGA スクール構想⁴の推進

ICTを効果的に活用し、学校外の専門家など多様な主体と連携した協働学習や、児童生徒一人一人の理解度に応じた指導の充実を図るとともに、遠隔授業等により、学校規模や地理的環境にかかわらず、生徒のニーズに応じた多様な科目設定や協働学習の機会を確保する。

また、新潟県教育支援システムや教育用クラウドサービスにより、全県の教員が研修資料やデジタル教材等を共有・活用して教育の質の向上を図る。あわせて、県立学校ウェブ出願システムを構築し、受検者等の利便性を向上させる。

エ 医療・福祉のDX推進

遠隔地・へき地におけるICTを活用したオンライン診療や、医療相談の実現など、どこにいても適切な医療が受けられる環境を整備するとともに、「科学的介護」の推進による介護の質向上を図る。あわせて、介護ロボットの導入促進を図ることで、介護従事者の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整備する。

また、医療ICTを活用できる人材・企業を育成し、医療分野においてICTが活用される土壌をつくる。

オ 確実な避難行動と被災者支援を実現するためのDX推進

住民と行政が避難や支援に必要な情報を共有し活用することで、発災時に個人に寄り添った情報発信や支援を展開するための新たなシステムを構築し、確実な避難と被災者支援を高度化する。

カ 県民が安心して暮らせるための警察行政のDX推進

高齢者を狙った特殊詐欺やインターネット犯罪等に対して、IoTやAIをはじめとした最新技術等を取り入れ、また県民が安心して利用できるサイバー空間を提供できるように警察行政のDXを推進する。

キ マイナンバーカードの利活用促進

マイナンバーカードについて、国の方針に沿って、令和4年度末には、ほぼ全県民に行き渡ることを目指し、市町村と連携して取得促進を図りつつ、県民にマイナンバーカードを取得したいと思ってもらえるようにカードの活用場面を拡大する。

³ MaaS(Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

⁴ GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想。

また、マイナポータル⁵の「ぴったりサービス⁶」の利活用を市町村とともに推進し、申請の電子化及び手続のオンライン化により住民の行政手続の利便性を向上させる。

- ・ 目標設定による市町村のマイナンバーカード取得促進の取組を支援する。
- ・ マイキープラットフォーム⁷を活用し、県や市町村の公共施設等において施設利用カードとしても使えるようにするなど、マイナンバーカードの活用場面の拡大について検討する。

ク 市町村との協働による施策展開

様々な地域の現状や国の事業、先進事例等の情報共有、市町村のニーズに応じた国や各部局・民間・地域団体等からの情報提供、ICT活用に関する市町村からの相談を受け付けるワンストップ窓口を設置するなど、現場からのニーズや課題を基にした市町村の企画立案等の支援を行う場を設ける。

ケ デジタルデバインド対策

年齢や家族構成、地域等により異なるデジタルを使いこなす知識や技術と生活様式に対応した、「簡単」「わかりやすい」「見やすい」「操作しやすい」など利用しやすいデジタル化を推進するとともに、その向上や地域で補完し合う仕組み作りなどの施策を国や市町村等と連携して推進していく。

(2) 挑戦する企業等を後押しして産業の変革につなげる（産業におけるデジタル改革）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、産業構造や求められる製品・サービス等の変化が加速する中、県内産業のデジタル・トランスフォーメーションを促進し、県内産業が抱える課題を解決しつつ、より付加価値の高い産業構造に転換していく。

ア 県内産業のDX推進

令和3年3月に策定した「県内産業デジタル化構想」を踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションに関する県内企業の意識改革を進めるとともに、企業におけるデジタル人材の育成・確保や、農林水産業も含め、業界・地域としてのデジタル技術の利用拡大を支援する。

(ア) 意識改革の推進

- ・ 県内企業に広いネットワークを有する金融機関・商工団体等と連携してセミナーを開催するなど、企業経営者等への働きかけを強化し、DXに関する意識改革を進める。
- ・ デジタル広告の基礎知識や運用のノウハウに関する研修を実施するなど、デジ

⁵ 行政機関が保有する自分の個人情報の内容や、そのやり取りの記録、自分へのお知らせ通知などの確認ができる自分専用のサイト。

⁶ マイナポータルで利用できるサービスの一つ。地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請ができる。

⁷ マイナンバーカードを公共施設の利用者カードとして利用するなど、様々なサービスを呼び出すための共通情報基盤

タル技術を活用した販路開拓への取組を推進する。

(イ) 情報発信の強化・モデルケースの横展開

- ・ SaaS⁸を活用したバックオフィス業務の効率化等の取組を効果的に発信・共有するなど、業界・地域内での横展開を進める。
- ・ 企業経営者等のDXに対する理解を深めデジタル技術活用の機運を醸成することにより、県内産業におけるDXのモデルケースとなりうる取組を促す。
- ・ 本県の支援制度や立地環境をPRし、IT関連企業の県内への進出を促進する。

(ウ) デジタル人材の育成・確保

- ・ 産学官金で連携して企業のデジタル人材に関する多様なニーズを把握し、ターゲット層に応じたデジタル人材育成施策を展開する。
- ・ デジタル人材の育成・確保が難しい中小企業・小規模事業者のDXをサポートするため、IT専門家による伴走型支援を実施する。

(エ) 支援体制の強化

- ・ 工業技術総合研究所や（公財）にいがた産業創造機構によるデジタル技術活用支援の拡充・強化を図るとともに、金融機関、商工団体等が取り組むDX支援体制の構築を支援する。

(オ) デジタル技術の開発・導入への支援

- ・ ITソリューションの開発・導入に向けて、国の事業の活用を促しつつ、例えば同じ地域や業界の共通課題に対応する製品・サービスの開発・導入への支援に取り組むなど、県においても必要な施策を展開する。
- ・ 農林水産業においては、様々な課題に対応したスマート技術の開発等が進み、あわせて県内産業の活性化が図られるよう、産学官の連携を一層推進するとともに、農林漁業者の経営の効率化や所得向上につながるよう、導入を支援する。

イ 電子入札、電子契約の拡大

事業者のデジタル・トランスフォーメーションを後押しするため、参入機会の拡大、コスト縮減、事務の迅速化等において効果のある電子入札を推進するとともに、契約事務の効率化の観点から電子契約の導入を検討する。

- ・ 建設工事等や一部の物品等調達において導入済みの電子入札について、可能なものから順次取組を進める。

ウ 行政データの利活用

利活用しやすい統計データの提供、オープンデータ化を推進し、データを活用したイノベーションや新ビジネスの創出を後押しするとともに、県保有データが民間事業者等によって積極的に活用されるように、データの量のみならず質の向上を図る。

- ・ 県保有データを原則オープン化
- ・ 利用者ニーズに即したオープンデータ化の積極的な推進

⁸ SaaS (Software as a Service) : サーバー側で稼働しているソフトウェアをインターネット等を経由して利用者がサービスとして利用できるサービス形態。

- ・ 一元的で適切な分類形態のポータル構築、CSV⁹等特定のソフトウェアがなくとも利用できるデータ形式での提供、必要な情報の抽出

(3) 自らが仕事とサービスを変革する（行政におけるデジタル改革）

デジタル技術の活用により、仕事のやり方を抜本的に見直して大幅に業務効率化しつつ、求められる業務に注力して質の高い成果を上げる組織とする。

- 県民・事業者が、パソコンやスマートフォン等を使って時間や場所の制約なく行政サービスを選択することができる、より身近な行政へ変革する。
- 「紙」を中心とした仕事を見直し、デジタル技術を活用して時間や場所を有効に活用できる働き方を実現し、県庁の職場風景を一新する。

ア 県民目線の行政サービスの変革（行政手続を「原則：紙」から「原則：オンライン」へ）

紙による申請、収入証紙による納付、郵送による送付ではなく、パソコン・スマートフォン等を用いた電子申請・電子納付¹⁰・電子交付により行政手続ができるようにする。

- ・ 行政手続オンライン化構想（令和3年4月）に沿って、令和4年度から処理件数が多い手続から段階的に、申請から交付まで行政手続をオンラインで行えるようにしていく。県単独で変更できる手続については、令和4年度中に約8割をオンライン化し、令和7年度までに原則としてすべてをオンライン化¹¹する。
- ・ 行政手続オンライン化に当たっては、単に従来のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタルを前提とした業務プロセス等になるよう見直す。
- ・ 手数料等の納付については、令和4年4月から県民が利用する県施設等の窓口におけるキャッシュレス決済を、同年6月から電子納付を導入し、その利用を促進していく。これに伴い、収入証紙については、令和6年度前半の廃止を目指す。
- ・ 県が独自に県民に押印を求めていた行政手続の約98%の押印はすでに廃止したところであり、残りについても引き続き国のガイドラインの改正等の動向を見ながら廃止を検討する。
- ・ 行政文書については、可能なものは公印を省略したところであり、今後も、電子媒体を正本とするよう検討していく。

イ 働き方の変革（効率的で質の高い働き方による行政サービスの更なる向上）

令和4年度前半にモバイル環境の整備、新・電子申請システム、ペーパーレス会議

⁹ Comma Separated Value カンマ区切りファイル。一定のルールで作成された文字データで多くのソフトウェアで利用が可能。

¹⁰ 電子納付：手数料等の納付に関して、パソコンやスマートフォンから、電子申請システム等を利用して、クレジットカードやインターネットバンキングにより支払うこと。

¹¹ 行政手続オンライン化構想に記載の3つの基本原則に沿って、オンライン化に取り組む。

① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

システム、公文書管理システムの導入など、時代にあわせた働き方の基盤が構築される機をとらえ、職場風景を一新する働き方の変革を進める。

AI¹²・RPA¹³技術による作業や判断の自動化を進め、各業務の簡素化・効率化を図る。

職員でなければできない業務により職員が注力できるようにし、行政サービスの更なる向上につなげる。

- ・ ペーパーレス化

業務の効率化及び働き方改革の観点から、ペーパーレス化を推進し、紙の使用のあり方を抜本的に見直す¹⁴。

令和4年度からシステムを導入し、文書作成、決裁、移管等の文書のライフサイクル全般について、原則として紙を使わず電子的に管理するとともに、モバイル PC 等を活用し、紙を使わずに会議や打合せを開催する。

- ・ テレワーク

仕事と育児・介護の両立や、通勤時間・移動時間の有効活用に向け、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス及びモバイルワーク）の環境を整備する。また、テレワーク実施可能な業務に従事する職員が円滑にテレワークを行えるよう、実施手続を簡素化するとともに、モバイル環境の整備にあわせ、テレワークの推進に向けた業務の進め方の見直しを行う。

- ・ AI・RPA

デジタルの活用による業務改革と両立する形で AI・RPA 技術を業務に活用し、作業時間の短縮や事務の効率化につなげる。

- ・ 情報交換ツール

部局の垣根を越えた創造的で柔軟なアイデア共有・課題解決を目指し、チャットツール等、庁内外を問わず、時間や場所を選ばない円滑な意思疎通を可能とする。

ウ 全庁的な情報システム最適化による効率的なシステム運営

現行の各部局・所属ごとの部分最適な情報システム構築・運用を見直し、全体最適の観点から、物理的なサーバ集約や、ソフトウェアライセンス契約一元化など、情報システムの構築・運用を行う¹⁵。あわせて、情報システム投資についてシステム面から全体最適を担保するための枠組みを設ける。

また、庁内システムをインターネット等の外部ネットワークから分離・分割していることによる事務効率の低下を解消し、効率性・利便性を向上させるため、セキュリティを確保しつつ、外部ネットワークと親和性の高いネットワーク構成へ見直す。

¹² Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

¹³ Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

¹⁴ ペーパーレス化は、情報の検索やデータ再利用のしやすさなどのメリットだけでなく、資料の全体像の見えにくさなどの課題もあり、様々な課題に留意しながらメリットを最大限発揮させていく。

¹⁵ 業務見直しによる業務効率化につながるほか、重複投資の排除によるシステム運用管理経費の縮減、セキュリティ対策にもつながる。

- ・ 令和3年度、まずは全庁における情報システム¹⁶やソフトウェアライセンス契約の実態を詳細に把握する調査を実施する。これを踏まえ、令和3年度末までに情報システム見直しの計画を策定するとともに、ライセンスに関する県統一契約窓口を開設する。
- ・ 情報システムの新規構築、改修、更改時の各部局における情報システム投資・運用について、ICT推進課が統括・監理する（予算要求前にICT推進課に事前協議する）。
- ・ LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に係るシステム構成の見直しを行い、業務の効率性と利便性の向上を図る。

エ 標準化された情報システムの活用（クラウドの積極的活用）

競争による費用削減やセキュリティ対策の観点から、国で進めている「クラウド・バイ・デフォルト」の原則¹⁷やガバメントクラウドの活用も踏まえ、上記ウによる情報システム最適化に際して、クラウドサービスの活用を積極的に検討する。

- ・ 東北6県と新潟県（県内市町村含む）において、自治体情報セキュリティクラウドを共同調達の上、令和4年度から運営を開始する¹⁸。
- ・ 国が進めているガバメントクラウドについても、活用可能なものは積極的に採用し、標準化された情報システムを活用し、構築・運用・保守に係る経費を節減する。

オ データの利活用で業務の効率化・高度化

今後は、行政活動の様々な側面がすべてデジタル化されていくことにより、データが蓄積されることとなるため、こうしたデータを、様々な部局・場面で簡易に有効活用していくことができる条件を整備していくとともに、客観的な根拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うEBPMの実践につなげていく¹⁹。

- ・ ウのシステムの最適化に当たっては、全庁的なデジタルデータの流れをより効果的・効率的にしていく観点も含め検討する。
- ・ 将来的に、官民データの利活用がさらに促進されるよう、国によるデータ標準化やプラットフォームの実装、ベース・レジストリ²¹の整備、個人情報の取扱いルール等の整理等の動向を踏まえた対応を検討する。
- ・ これまで各部局において個別に管理されていた、人材や人脈、技術やノウハウなどの情報といった組織内データをより一層有効活用するため、データの一元化や活

¹⁶ 運用管理に予算要求が必要なシステムが対象、クラウドサービスも含む。

¹⁷ 情報システムは、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うこと。

¹⁸ これにより、新潟県のみで独自システムを導入していた場合に比べ、1.75億円の経費削減（移行・5年間運用）となると見込まれる。

¹⁹ これまで政策立案や検証の際に根拠とするデータには、データが一元化されておらず、部局を超えた相互利用がされていないといった課題があった。今後は、国の「e-Stat」や「統計ダッシュボード」、「V-RESAS」などのように、省庁を超えて一元化されたデータ提供や集計表の可視化（グラフ化）など活用しやすいデータ管理や提供方法の見直しが必要になる。

²¹ ベース・レジストリ：公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

用方法を検討する。

カ 人材確保・育成

ITに関する専門的な知識・技能を有する職員を確保・育成していくことが急務であり、外部人材登用や内部職員育成の両面から取り組んでいく。

- ・ 外部人材は、特に即戦力となる知見を有する必要があることから、任期付職員、非常勤特別職、社会人（民間企業経験者）採用等、様々な採用手法を活用し、庁内で求められている具体的な役割（職責）、技能を明確にし、登用を進める。
- ・ 外部人材と一緒に業務を行うことで得られる知見等を蓄積し、職員自身が行う業務において活用する。民間企業との交流人事により、最新の知見、技術の業務への活用や習得を推進する。
- ・ 公募制人事により、意欲や能力のある職員に対し、専門的な研修の受講や OJT、OFF-JT により実践的な研修を積ませる。
- ・ 庁内における IT 人材について、今後、どのように育成しながらどのように配置（ジョブローテーション）していくのか、体系的な人材育成・人事管理のあり方について検討を進める。

4 今後の進め方

今後は、デジタル改革の推進は県政の重要課題であるとの認識の下、デジタル改革を「新潟県総合計画」において重点的、集中的かつ部局横断的に取り組むべき事項として位置付け推進することとし、「新潟県 ICT 推進プラン(2020～2022)」は廃止することとする。

あわせて、本方針の実行を全庁的に進め、本部会議で定期的に進捗状況を確認し、新たな課題の追加等必要に応じた実行方針の改定等を行う。